### 2. 土壌汚染対策法の施行状況

### 2.1 令和3年度の施行状況

#### 1) 土壌汚染状況調査の契機別の施行状況

令和3年度の土壌汚染状況調査の契機別の施行状況について図2-1から図2-5に示す。図2-1は有害物質使用特定施設の使用の廃止時における調査(以下「法第3条調査」という。)に関する状況を、図2-2は一定規模以上の形質の変更が行われる場合の調査(以下「法第4条調査」という。)に関する状況を、図2-3は土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の調査(以下「法第5条調査」という。)に関する状況を、図2-4は自主的な調査の結果による当該土地の区域の指定の申請(以下「法第14条申請」という。)に関する状況を、図2-5は汚染土壌処理施設の廃止又は許可が取り消された時における調査(以下「処理業省令第13条に基づく調査」という。)に関する状況を示し、図2-6にこれらの概要を示す。また、実施措置の実施に伴い、指定区域の指定の解除又は変更の状況を図2-7に示す。

令和3年度における有害物質使用特定施設の使用の廃止件数は848件、うち、調査義務の一時的免除件数は677件であり、令和3年度における法第3条第1項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は251件であった。また、令和3年度における法第3条第7項に基づく形質変更時の届出件数は292件、うち、法第3条第8項に基づく調査命令の発出件数は269件であり、令和3年度における法第3条第8項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は279件であった。

令和3年度における法第4条第1項に基づく形質変更の届出件数は16,158件、うち、法第4条第2項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は603件であった。法第4条第3項に基づく調査命令の発出件数は65件であり、令和3年度における法第4条第3項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は69件であった。

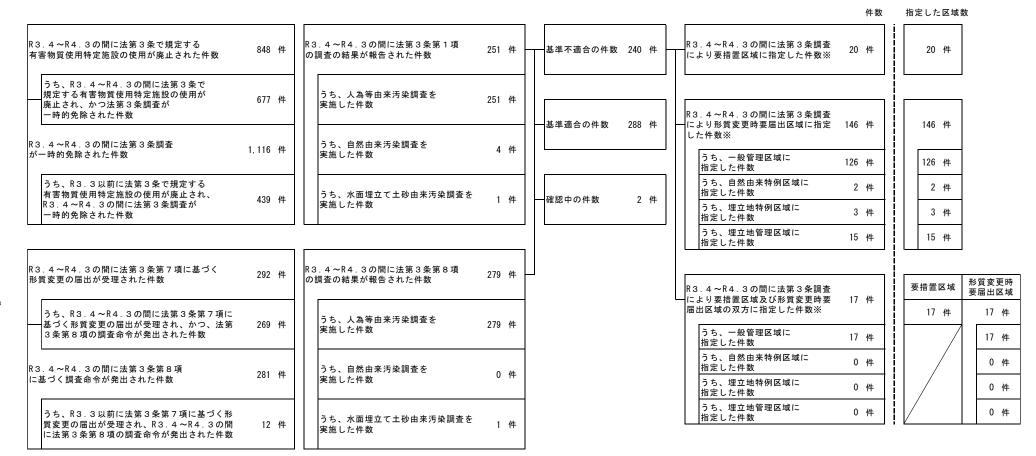
なお、土壌汚染状況調査の結果報告件数には、1つの調査対象地において、複数回にわたって調査結果が報告された事例や前年度に調査命令が発出され調査結果が報告された事例も含まれている。

令和3年度における法第5条第1項に基づく調査命令の発出件数は0件であった。

令和3年度における法第14条第1項に基づく指定の申請件数は211件であった。

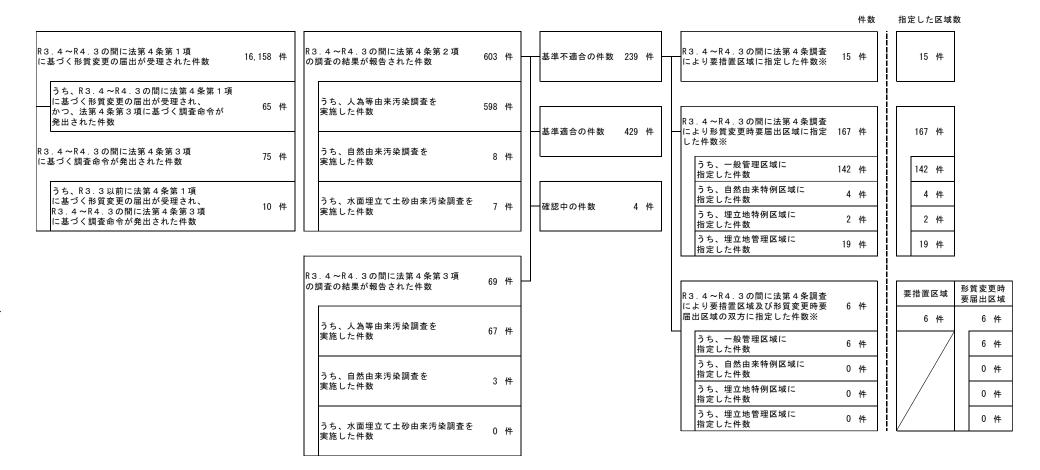
令和3年度における処理業省令第 13 条に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は2件であった。

令和3年度における法第6条第1項に基づく要措置区域の指定区域数は74件、法第11条 第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定区域数は456件であった。



- 注1)「法第3条調査が一時的免除された件数」とは、法第3条第1項ただし書の自治体の確認を受け、調査義務が一時的免除された件数であり、『2.1 令和3年度の施行状況 2)条項別の施行状況』における「法第3条関係第1項ただし書の確認申請件数」は、ただし書確認申請書により申請された件数であるため、件数は一致しない。
- 注2) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。
- 注3)「基準不適合の件数」は、複数の調査結果より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。
- 注4) 指定した区域数には、法第3条調査及び法第14条調査の双方の調査結果から区域指定された事例も含む。
- ※ R3.4~R4.3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告されたものに限る。

### 図 2-1 法第3条調査に関する状況



- 注1) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。
- 注2)「基準不適合の件数」は、複数の調査結果より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。
- 注3) 指定した区域数には、法第4条調査及び法第14条調査の双方の調査結果から区域指定された事例も含む。
- ※ R3.4~R4.3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告されたものに限る。

図 2-2 法第4条調査に関する状況

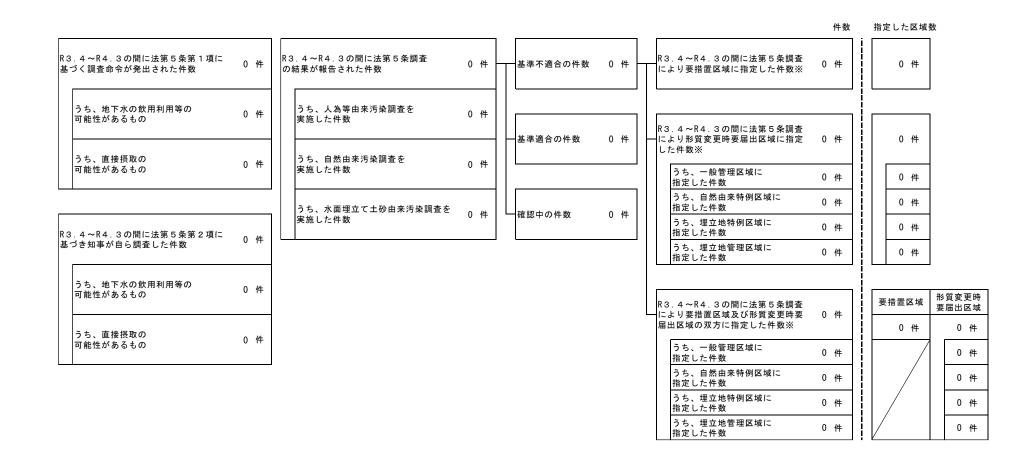
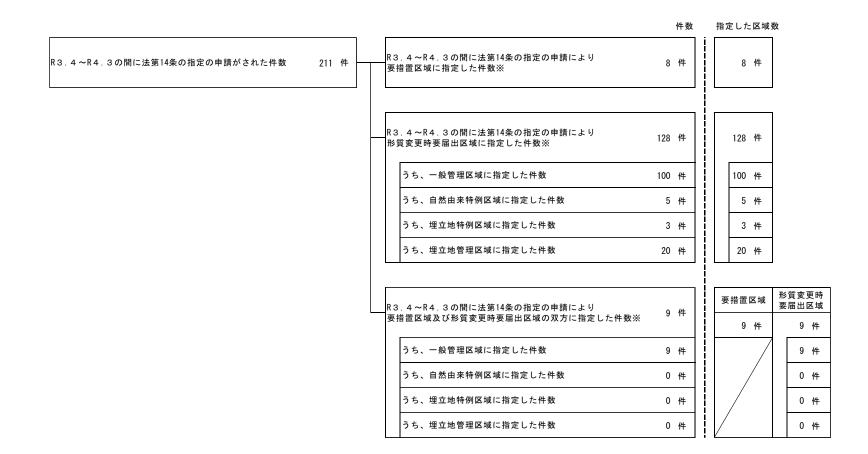
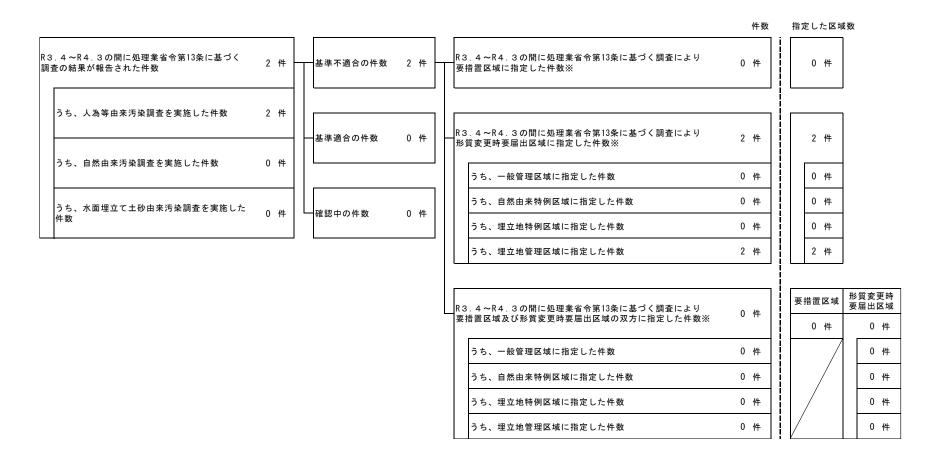


図 2-3 法第5条調査に関する状況



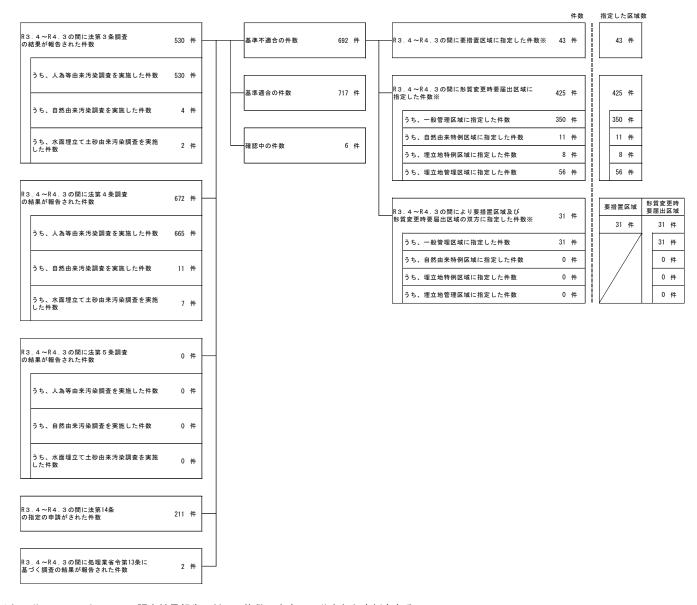
注1)「指定の申請がされた件数」は、複数の調査結果より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。 注2)指定した区域数には、法第3条調査及び法第14条調査、法第4条調査及び法第14条調査、それぞれ双方の調査結果から区域指定された事例も含む。 ※ R3.4~R4.3の間に法第14条の指定の申請がされたものに限る。

図 2-4 法第 14条申請に関する状況



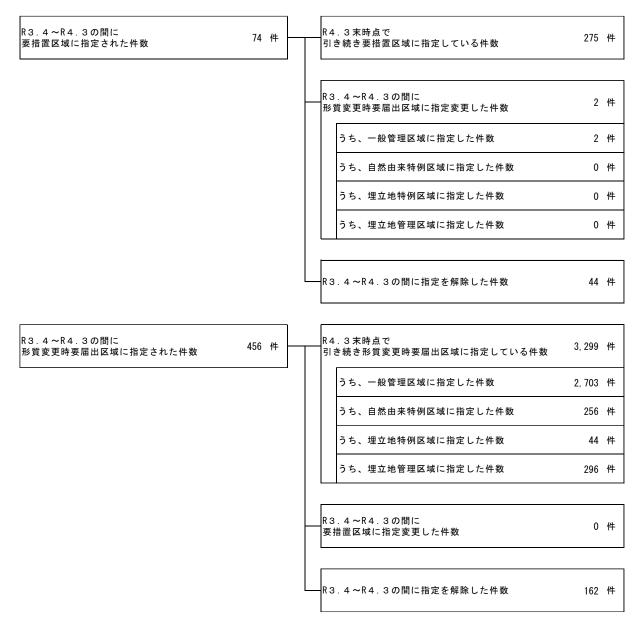
※ R3.4~R4.3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告されたものに限る。

図 2-5 処理業省令第 13 条に基づく調査に関する状況



- 注1) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。
- 注2)「基準不適合の件数」は、複数の調査結果より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。
- ※ R3.4~R4.3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告されたもの、もしくは、当該期間に法第14条の指定の申請がされたものに限る。

図 2-6 法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第14条申請及び処理業省令第13条に基づく調査の施行状況概要



- 注1) 指定の解除又は変更の状況は、令和3年度に新たに指定された要措置区域等に加え、これまでに指定されている要措置 区域等の状況も含む。
- 注2) R4.3末時点で引き続き要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定している件数については、各調査年度における自治体からの報告件数をもとに集計及び累計しているため、報告漏れ等により『2.1 令和3年度の施行状況 2)条項別の施行状況』における「区域指定状況(当該年度末時点)」と相違が生じている。

図 2-7 指定の解除又は変更の状況

## 2) 条項別の施行状況

令和3年度の条項別の施行状況を以下に示す。

### 法第2章 土壤污染状況調査

- 法第3条関係	
第1項 有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	848 件
第1項 法第3条第1項ただし書の確認申請件数	1140 件
第1項に基づき、調査結果が報告された件数	251 件
うち、基準不適合の件数	146 件
うち、基準適合の件数	105 件
うち、確認中の件数	0 件
第3項 調査・報告義務の通知の件数	362 件
第4項 調査の報告及び是正命令の件数	0 件
第5項 土地の利用方法の変更の届出件数	154 件
第6項 法第3条第1項ただし書の確認の取消し件数	120 件
第7項 土地の形質の変更の届出件数	292 件
第8項 調査命令件数(当該年度に発出した命令の総件数)	281 件
うち、当該年度に法第3条第7項の届出を受理した件数	269 件
第8項に基づき、調査結果が報告された件数	279 件
うち、基準不適合の件数	94 件
うち、基準適合の件数	183 件
うち、確認中の件数	2 件
- 法第4条関係	
第1項 土地の形質の変更の届出件数	16, 158 件
第1項 土地の形質の変更の届出を要しない土地として指定した件数	0 件
第2項に基づき、調査結果が報告された件数	603 件
うち、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場	
の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害	105 件
物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地	
うち、基準不適合の件数	218 件
うち、基準適合の件数	384 件
うち、確認中の件数	1 件
第3項 調査命令件数 (当該年度に発出した命令の総件数)	75 件
うち、当該年度に法第4条第1項の届出を受理した件数	65 件
第3項に基づき、調査結果が報告された件数	69 件
うち、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場	
の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害	16 件
物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地	
うち、基準不適合の件数	21 件
うち、基準適合の件数	45 件
うち、確認中の件数	3 件
・法第5条関係	
第1項 調査命令件数	0 件
うち、地下水の飲用利用等の可能性があるもの	0 件
うち、直接摂取の可能性があるもの	0 件
第1項に基づき、調査結果が報告された件数	0 件
うち、基準不適合の件数	0 件
うち、基準適合の件数	0 件
うち、確認中の件数	0 件
第2項 都道府県知事が自ら調査した事例件数	0 件
うち、地下水の飲用利用等の可能性があるもの	0 件
うち、直接摂取の可能性があるもの	0 件
法第3章 区域の指定等	
・法第6条関係	
第1項 要措置区域の指定件数	74 件
第4項 要措置区域の指定の解除件数( <b>全部の指定の解除のみ</b> )	44 件

# (続き)

•	法算	第フ	条関	係		
		第	1項	汚染除去等計画	り提出の指示件数	70 件
			うち	、土壌汚染を生じ	させる行為をした者に対する指示件数	18 件
		第	1項	汚染除去等計画:	書が提出された件数	74 件
		第	2項	污染除去等計画	書の提出命令の件数	2 件
			3項	変更後の汚染除	よ等計画書の提出件数 	24 件
			4項		書の変更の命令件数	0 件
			8項		ていないと認められた場合の命令件数	0件
			9項		が提出された件数	57件
			9項		- 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	64 件
	<b>注</b> 4		ッ 块 <b>条関</b>		コ音が促山でれた什数	04 1
•	冱 5	-		·	2	1 14
				)深さに係る確認。		1件
					つれる土地の形質の変更の確認の申請件数	9 件
					也下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質	7 件
				確認の申請件数		, , , ,
•	法第	-	1条関			
		第	1項		出区域の指定件数	456 件
		第	2項	形質変更時要届	出区域の指定の解除件数( <b>全部の指定の解除のみ</b> )	162 件
•	法負	第12	2条関	係		
		第	1項	着手前の土地の	<b>ド質の変更の届出件数</b>	1054 件
			1項	施行管理方針の	雀認の申請件数	0 件
			1項	施行管理方針の		0 件
			2項		と	35 件
			3項	非常災害時届出		1件
			4項		⊤奴 隺認を受けた土地内における土地の形質の変更の届出	
		ਆ	+ <del>/</del> 只	他 り 目 互 力 如 の う 件数	世心と文17に土地内に6317る土地の形質の変更の田田	0 件
		**	<b>≉ 1</b> 古		確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが	
		퐈	4 項			0 件
		A-A-	=	確認された場合		0 41
			4項	施行管理方針の		0件
	· - ^		5項		更の施行方法に関する計画の変更の命令件数	0 件
•	达 5		4条関			0.4.4 M
				要措置区域等の		211 件
	第	-		染土壌の搬出等	こ関する規制	
•	法	-	6条関			
					る土壌の基準適合認定の申請件数	84 件
		第	1項	汚染土壌の区域:	<b>卟搬出の届出件数</b>	670 件
			うち	、区域間の移動の	件数	0 件
			うち	、飛び地間の移動	の件数	32 件
		第	2項	汚染土壌の区域	ト搬出の変更届出件数	103 件
					ナる汚染土壌の区域外搬出の届出件数	0 件
					方法、汚染土壌処理業者に関する変更の命令件数	0 件
	法領		9条関			
		-		・・・・ 『の運搬・処理等®	D. 措置命令件数	0 件
	法自		へ <u>ー</u> 0条関			V 11
	14 3	-			・処理の状況の届出件数	0 件
	<b>注</b> 4		0 頃 2 <b>条 関</b>		・処理の状況の油山什数	0 17
-	14 5	•		••••	- ほて計可由注册数(再転も除く)	1 14
					こ係る許可申請件数(更新を除く) - ほるホス悪な中間 (# **)	1件
	·+ ^				こ係る許可更新申請件数	16 件
•	<b>法</b>	-	3条関	= ' = '		
			1項		こ係る変更の許可の申請件数	22 件
					こ係る変更の届出件数	102 件
					こ係る休止、廃止又は再開の届出件数	6 件
•	法負	-	4条関			
		汚	染土均	長処理業者に対す	る改善命令件数	0 件
•	法算	<b>第2</b> :	5条関	係		
	. •	-			D取消し・停止件数	0 件
						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
_	法算	第2	/ 宋 庠	係 (汚染土:	襄処理業に関する省令 第13条関係)	
_	法負	•			<b>襄処理業に関する省令 第13条関係</b> ) 冬の措置報告件数	1 件
	法負	第	1項	汚染土壌処理業:	<b>襄処理業に関する省令 第13条関係</b> ) 者の措置報告件数 者等に対する措置命令件数	1 件 0 件

## (続き)

- 法第27条の2関係	- 11
第1項 汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受を承認した件数	2 件
<ul><li>・法第27条の3関係</li><li>※4.5. 本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本</li></ul>	0 14
第1項 汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割を承認した件数 ・法第27条の4関係	2 件
・	0 件
- <b>法第27条の5関係</b>	V IT
国等との協議が成立した件数	1 件
法第5章 指定調査機関	,
- 法第36条関係	
第3項 指定調査機関に対する改善命令件数	0 件
- 法第39条関係	
指定調査機関に対する適合命令件数	0 件
· 法第42条関係	<b>a</b> 111
第1号に基づく、指定調査機関に対する指定の取消し件数	0件
第2号に基づく、指定調査機関に対する指定の取消し件数	0件
第3号に基づく、指定調査機関に対する指定の取消し件数 第4号に基づく、指定調査機関に対する指定の取消し件数	0 件 0 件
ます方に基づく、相定調宜機関に対する相定の取用し件数 <b>法第7章 雑則</b>	V 1 <del>T</del>
· 法第54条関係	
第1項に基づく、報告徴収・立入検査件数	586 件
第3項に基づく、報告徴収・立入検査件数	39 件
第4項に基づく、報告徴収・立入検査件数	70 件
第5項に基づく、報告徴収・立入検査件数	0 件
- 法第55条関係	
公共施設の管理者との協議件数	4 件
- 法第56条関係	
第2項 資料の提供の要求等の対応件数	35 件
法第8章 罰則 · 法第65条関係	
· 运第60条舆僚 違反件数	0 件
连及件数 • <b>法第</b> 66 <b>条関係</b>	V 1 <del>T</del>
違反件数	7 件
- 法第67条関係	, 11
違反件数	0 件
- 法第68条関係	
違反件数	0 件
- 法第69条関係	
違反件数	0 件
反身化中华河 (水头左连十吨上)	
区域指定状況(当該年度末時点)	0E7 I#
要措置区域として指定されている区域数(当該年度末時点) 形質変更時要届出区域として指定されている区域数(当該年度末時点)	257 件 3217 件
ル貝を史吋安佃山區場として旧足されている區場数(ヨ故年及木吋品)	3∠1 <i>1</i> 1 <del>1</del>

### 2.2 都道府県・政令市別の施行状況

都道府県・政令市別の施行状況を表 2-1 に示す。

法第3条に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止件数、一時的免除件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。形質変更届出件数は「関東地区」が最も多く、次に「中部地区」と「近畿地区」が同件数であり、調査命令件数は「関東地区」、「中部地区」、「近畿地区」の順に多かった。調査結果報告件数(第1項又は第8項)は「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

法第4条に基づく形質変更届出件数は「関東地区」、「九州地区」、「中部地区」の順に多く、調査命令件数は「関東地区」、「九州地区」、「中国四国地区」の順に多かった。調査結果報告件数(第2項又は第3項)は「関東地区」、「近畿地区」、「中国四国地区」の順に多かった。

法第6条に基づく要措置区域の指定件数は「関東地区」が最も多く、次に「中部地区」、その次に「近畿地区」と「九州地区」が同件数であった。

法第 11 条に基づく形質変更時要届出区域の指定件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中国四国地区」の順に多かった。

法第 14 条に基づく指定の申請件数は「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。 処理業省令第 13 条に基づく調査結果報告件数は「市川市」と「神戸市」において、それぞれが 1 件であった。

表 2-1 都道府県・政令市別の施行状況(届出・命令・報告等)(令和3年度)

				法第3条					法第4条			法第5条	法第6条	法第11条	法第14条	(件数) 処理業省令 第12条	
都道府県・		有害物質使用特定	2+ R±Ah	形質変更	調査結果			形質変更		調査結果		調査結果	要措置区域	形質変更時		第13条 調査結果	
北	北海道	施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数 0	届出件数	うち、調査 命令件数 0	報告件数   届出件数   55、調査   報告件数   指定   第1項   第8項   第3項   第3項		指定件数	指定件数 岩定件数	申請件数	報告件数						
海	札幌市	4	2	1	1	4	1	878 118	1	0	1	0	2	2	8	0	
道地	函館市	0	0 2	0	0		0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	
区	旭川市 計	7	4	0	1		1	1,040	1	0	1	0	3	10	0	0	
	青森県	0	0	0	0	1	0	162	0	1	0	0	0	0	0	0	
	青森市 八戸市	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	1	1	0	
	岩手県	11	11	1	1	0	1	220	1	0	1	0	0	2	2	0	
	盛岡市 宮城県	2	2	0	0	2	0	35 143	0	0	0	0	0	3	0	0	
東	仙台市	4	2	0	0	2	1	59	0	5	0	0	0	3	1	0	
北	秋田県	8	8	1	1	0	2	100	0	1	0	0	0	0	0	0	
地区	秋田市 山形県	3	0 3	0	0	0	0	25 147	0	3	0	0	0	0	0	0	
	山形市	0	0	1	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	
	福島県 福島市	5 0	1 0	3	<u>3</u>	0	3	232	0	2	0	0	0	1	2 0	0	
	郡山市	4	4	1	1	1	1	47	0	1	0	0	0	1	0	0	
	いわき市	43	2 35	9	1 8	10	10	1,302	0	5 22	0	0	3	19	10	0	
H	計 茨城県	12	10	6	6	2	8	427	2	9	1	0	2	3	10	0	
	水戸市	0	0	0	0	0	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	
	つくば市 栃木県	69	67 8	9	9 7	2	9 7	52 280	0	7	0	0	3	1	0	0	
	宇都宮市	12	12	5	1	0	4	44	1	3	1	0	2	3	2	0	
	群馬県 前橋市	14	14	1	1	0	6	130 34	4 0	6	4 0	0	0	5 0	1 0	0	
	高崎市	2	2	1	1	1	0	28	0	2	0	Ö	0	1	1	0	
	伊勢崎市	3	3 0	0	0	1	0	58	0	1	0	0	0	1	1	0	
	太田市 埼玉県	12	6	5	6		3 5	29 286	0	20	1	0	2	11	3	0	
	さいたま市	0	0	0	0	3	0	34	0	1	0	0	0	2	0	0	
	川越市 川口市	2	1 2	0	0	1	0	15 19	0	1	0	0	0	2 2	0	0	
	所沢市	0	0	0	0	0	0	12	0	1	0	ő	0	0	0	0	
	草加市	0	0	1 0	0	0	1 0	11	0	3	0	0	0	0	0	0	
	越谷市 春日部市	1	1	2	2	0	0	10	0	1	0	0	1	0	0	0	
	熊谷市	1	1	0	0	0	0	15	0	3	0	0	0	0	0	0	
	千葉県 千葉市	12	3 2	4 0	0	2	0	541 143	0	10 9	0	0	6	14 6	10 7	0	
	市川市	0	0	0	0	2	0	29	0	2	0	0	0	5	1	1	
	船橋市 松戸市	3	0 2	0	0		0	40 11	1	2	1	0	0	0	0	0	
関	柏市	0	0	1	1	1	1	65	0	5	0	0	2	4	1	0	
東	市原市	2	2	0	0	2	0	34	0	4	0	0	0	1 70	1	0	
地区	東京都 八王子市	22 0	11	8	<u>0</u>	48	9	525 19	0	126	0	0	0	76 2	11	0	
-	町田市	1	0	0	0	0	0	20	0	1	0	0	0	0	0	0	
	神奈川県 横浜市	7 42	6 33	6 4	6 4	5 9	7 8	72 127	3 11	10	3 9	0	5 0	13 13	0 5	0	
	川崎市	15	13	8	8	4	9	44	0	5	0	0	1	8	3	0	
	相模原市	6	6	2	2	1	3	36	0	2	2	0	0	1	0	0	
	横須賀市 厚木市	5	0 4	0 4	0 4	3	0 4	20	0	2	0	0	2	3	0	0	
	平塚市	3	3	3	2	2	3	19	3	4	6	0	1	3	0	0	
	藤沢市 小田原市	1	1	0	0		0	36 9	1	5	1	0	0	0	0	0	
	茅ヶ崎市	2	2	1	1	0	1	6	0	0	0	0	0	1	1	0	
	大和市 新潟県	13	0 12	0	<u>0</u>	3	0	2 217	0	3	0	0	0	5	0	0	
	新潟市	5	3	0	0	3	0	71	1	1	1	0	0	3	4	0	
	長岡市	0	0	1	1	0	1 0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	
	上越市 山梨県	10	6	1 4	1 4	0	5	15 238	1	2	0	0	0	0	0	0	
	甲府市	0	0	0	0	0	0	26	0	1	0	0	0	1	1	0	
	静岡県 静岡市	14	9	14	14	7	14	267 93	3 0	1	3	0	1	8 2	0 2	0	
	浜松市	7	7	8	8	1	8	117	1	3	1	0	1	5	2	0	
	沼津市 富士市	0 5	0 4	0	0		0	35 36	0	0	0	0	0	0	1 0	0	
Ш	計	331	264	119	105	131	123	4,499	37	285	36	0	40	209	63	1	
	富山県	13	10	7	7	0	7	99	0	0	0	0	0	0	0	0	
	富山市 石川県	1	3	0	1	0	0	45 124	0	3	0	0	0	0	0	0	
	金沢市	3	2	0	0	1	0	29	0	2	0	0	1	0	0	0	
	福井県 福井市	7	7 0	1 0	1 0		0	90 23	0	1 2	0	0	0	0	0	0	
	長野県	13	11	2	2	0	1	329	0	3	0	0	0	1	0	0	
	長野市	1	1	0	0	1	0	50	0	1	0	0	0	0	0	0	
中	松本市 岐阜県	10	9	0 6	6	2	6	34 369	0	9	2	0	0 5	6	0	0	
部地	岐阜市	0	0	1	1	0	1	22	1	0	2	0	0	0	0	0	
区	愛知県 名古屋市	30 15	22 14	14 10	14 10		12 16	319 136	0	9	0	0	0 2	5 15	1 15	0	
	豊橋市	2	2	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	
	岡崎市	2	2	3	3	0	3	31	1	0	1	0	0	1	1	0	
	一宮市 春日井市	1 2	1 0	0	<u>0</u>		1	30 31	0	0	0	0	0	0	0	0	
	豊田市	5	5	4	4	2	3	37	0	0	0	0	0	2	0	0	
ı I	三重県	9	9	2	1	4 0	1	341 58	0	3	0	0	0	0	0	0	
	四日市市																

## (続き)

(件数)

				法第3条					法第4条			法第5条	法第6条	法第11条	法第14条	処理業省令 第13条
都道府県 ・ 政令市		有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査報告	結果 件数 第8項	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数		結果 件数 第3項	調査結果報告件数	要措置区域指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	申請件数	調査結果報告件数
	滋賀県	28	26	15	13	5	13	205	2	14	2	0	3	6	0	0
	大津市	6	6	3	3	0	2	25	0	0	0	0	0	1	0	0
	京都府 京都市	15	4 15	2	2	5	0	157 55	1	11	1	0	3	9	1 0	0
	大阪府	14	12	4	3	6	5	117	0	12	0	0	0	11	11	0
	大阪市	35	11	0	0		0	107	0	19	0	Ö	0	27	14	0
	堺市	4	3	1	1	1	2	37	0	4	0	0	0	4	2	0
	岸和田市	2	1	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊中市 吹田市	19	2 19	0	<u>0</u>	3	2	11 21	0	3	0	0	0	6	0	0
	高槻市	2	2	0	0	2	0	28	0	5	1	0	0	4	1	0
	枚方市	1	1	1	1	0	1	32	0	3	0	0	0	0	0	0
近	茨木市	24	17	1	1	0	1	26	0	1	0	0	0	1	0	0
畿	八尾市	2	1	0	0	0	0	19	0	1	0	0	0	2	1	0
地	寝屋川市 東大阪市	<u>0</u>	0	3	<u>3</u>	2	3	19 14	0	7	0	0	0	3	0	0
区	兵庫県	12	8	7	7	2	5	249	0	11	0	0	0	12	5	0
	神戸市	21	20	3	3	4	3	108	0	5	1	0	1	6	1	1
	姫路市	8	7	3	3	1	2	49	0	1	0	0	0	7	6	0
	尼崎市	9	8 2	1	1	0	1	21 14	0	1	2	0	0	5	7 0	0
	明石市 西宮市	1	0	0	0	1	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0
	加古川市	2	2	1	1		1	32	1	1	2	0	0	1	1	0
	宝塚市	0		0	0		0	10	0	0	0	Ö	0	i	1	0
	奈良県	2	1	0	0	2	0	102	0	2	0	0	0	2	2	0
	奈良市		0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0
	和歌山県 和歌山市	1	1	2	0	0	3	134 22	0	5 1	0	0	0	0	0	0
	計	221	171	53	50	50	47	1,667	5	122	10	0	7	116	54	1
	鳥取県	1	1	0	0	0	0	54	0	0	0	Ö	0	0	0	0
	鳥取市	2	1	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0
	島根県	5	5	0	0	0	0	167	0	2	0	0	0	0	0	0
	松江市 岡山県	2	2	1 3	1 3	1	1	33 146	0	4	0	0	0	0	0	0
	岡山市	9	2	1	1	1	0	88	1	7	1	0	0	4	2	0
	倉敷市	4	2	1	1	1	1	66	1	21	1	0	0	7	7	0
١.	広島県	2	2	2	2	3	1	294	0	6	0	0	0	2	0	0
中国	広島市	5	4 5	3	2	4	2	159	0	6	0	0	1	3	3	0
四四	具市 福山市	5	2	0 2	0 2	0	0	28 56	0	0	0	0	0	1	1	0
国	山口県	7	7	7	6	0	7	186	0	4	0	0	0	6	4	0
地	下関市	4	4	1	1	0	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0
区	徳島県	1		2	2	1	1	232	0	3	0	0	2	0	1	0
	徳島市	1 4	1 3	1 8	1	0	7	26	0	0	0	0	0	1	0	0
	香川県 高松市	4	4	2	8	0	1	236 58	5	6	5	0	0	5 1	0	0
	愛媛県	7	6	0	0	0	0	172	0	6	0	0	0	3	2	0
	松山市	2	1	1	1	0	1	52	0	4	0	0	1	2	0	0
	高知県	0	1 0	0	0	2	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0
	高知市計	71	56	35	32	0 15	26	2,205	7	70	9	0	4	36	21	0
	福岡県	8	8	12	12	3	10	498	1	4	0	0	3	5	4	0
	北九州市	6	6	2	2	2	2	95	0	3	0	0	0	6	8	0
	福岡市	2	2	5	4	1	3	165	3	11	1	0	0	2	4	0
	久留米市 たかり	0	0 3	0	0	0	0	47 403	0	7	0	0	0	3	2	0
	佐賀県 佐賀市	3	3	0	0	0	0	137	1	0	1	0	0	0	0	0
	長崎県	0	0	0	0	0	0	161	0	5	0	0	1	0	0	0
	長崎市	1	1	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	2	10	0
九	佐世保市	1	0	0	0	1	0	43	0	4	1	0	0	4	3	0
州地	熊本県	11	8 2	0	0	0	0	328 100	2	2	0	0	0	0	0	0
厄区	熊本市 大分県	2	1	0	0		0	174	0	3	0	0	0	0	0	0
-	大分市	7		0	0	2	0	80	0	11	0	0	2	2	1	0
	宮崎県	1	1	0	0	0	0	207	0	0	0	0	0	2	2	0
	宮崎市	3	3	0	0	0	0	59	0	3	0	0	0	0	0	0
	鹿児島県	0	1 0	1 0	0	0	0	385	0	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島市 沖縄県	0	0	1	1	0	1	40 263	0	4	0	0	0	3	0	0
	那覇市	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	54	45	22	20	15	18	3,232	9	58	5	0	7	31	36	0
	合計	848	677	292	269	251	279	16,158	65	603	69	0	74	456	211	2

注 1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。 注 2)「有害物質使用特定施設の廃止件数」は令和3年度に使用が廃止された件数であり、「一時的免除件数」は廃止件数の内 数である。

### 2.3 年度別の施行状況

法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第6条に規定する要措置区域の指定、法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定、法第14条申請及び処理業省令第13条に基づく調査に関する年度別の施行状況を表2-2に示す。法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第14条申請における調査及び処理業省令第13条に基づく調査の結果報告件数は、令和3年度は1,415件(法第3条530件、法第4条672件、法第5条0件、法第14条211件、処理業省令第13条2件)であり、前年度(1,342件)より増加した。

調査の結果、法第6条第1項及び法第11条第1項に基づき要措置区域等に指定された件数は、令和3年度は530件(要措置区域74件、形質変更時要届出区域456件)であり、前年度(518件)より増加した。要措置区域等において土壌汚染の除去等の実施措置が実施され、区域の指定が解除された件数は、令和3年度は206件(要措置区域44件、形質変更時要届出区域162件)であり、前年度(228件)より減少した。

### 表 2-2 年度別の施行状況

(件数)

	施行状況	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	累計
	有害物質使用特定施設の廃止件数	37	572	802	885	941	944	1,031	936	899	771	1,233	1,080	1,350	1,343	1,204	1,076	897	931	817	848	18,597
法	うち、一時的免除件数	4	424	601	737	734	847	898	815	685	498	970	628	653	758	650	573	691	664	608	677	13,115
第	形質変更届出件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	293	230	292	815
3条	うち、調査命令件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	273	209	269	751
	調査結果報告件数 (RIより第8項に基づく調査結果報告を含む)	0	87	163	185	265	243	240	299	204	245	243	240	282	254	284	290	243	510	497	530	5,304
法	形質変更届出件数	-	-	1	-	-	-	-	-	10,815	9,525	9,949	10,848	10,602	10,650	10,946	10,741	10,800	11,227	15,525	16,158	137,786
第	うち、調査命令件数	-	-	-	-	-	-	-	-	270	180	126	142	164	118	118	154	91	79	52	65	1,559
4 条	調査結果報告件数 (H30より第2項に基づく調査結果報告を含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	226	199	143	150	154	130	119	170	460	502	627	672	3,552
法	調査命令件数	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	7
第 5	うち、調査結果報告件数	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6
条	都道府県知事が自ら調査した件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度末時点の区域指定件数(A)	0	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	1,295	1,568	1,782	2,073	2,394	2,668	2,960	3,250	-
	要措置区域	-	-	-	-	-	-	-	-	7	41	81	98	143	169	181	202	219	241	237	245	-
	形質変更時要届出区域	-	-	-	-	-	-	-	-	195	339	585	832	1,152	1,399	1,601	1,871	2,175	2,427	2,723	3,005	-
	当該年度の区域指定件数(B)	0	21	43	48	77	81	71	94	275	450	466	480	532	479	528	554	457	491	518	530	6,195
法	要措置区域に指定	-	-	-	-	-	-	-	-	45	80	72	73	84	72	80	84	70	52	60	74	846
第	形質変更時要届出区域に指定	-	-	-	-	-	-	-	-	230	370	394	407	448	407	448	470	387	439	458	456	4,914
6 条	区域指定の解除件数(C)	0	4	22	24	34	49	41	59	97	164	202	115	259	265	237	233	183	199	228	206	2,621
•	要措置区域の解除	-	-	-	-	-	-	-	-	11	40	55	28	58	60	59	67	48	56	52	44	578
法第	形質変更時要届出区域の解除	-	-	-	-	-	-	-	-	86	124	147	87	201	205	178	166	135	143	176	162	1,810
11 条	区域指定の変更件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	3	1	3	2	2	3	4	3	2	33
_	要措置区域へ変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	形質変更時要届出区域へ変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3	2	1	3	2	2	3	4	3	2	30
	引き続き区域指定の件数(A+B-C)	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	1,295	1,568	1,782	2,073	2,394	2,668	2,960	3,250	3,574	-
	要措置区域	-	-	-	-	-	-	-	-	41	81	98	143	169	181	202	219	241	237	245	275	-
	形質変更時要届出区域	-	-	-	-	-		-	-	339	585	832	1,152	1,399	1,601	1,871	2,175	2,427	2,723	3,005	3,299	-
法 第 14 条	申請件数(調査結果報告件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	89	241	303	298	390	368	428	379	348	243	217	211	3,515
処理	業省令第13条 調査結果報告件数	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	1	2	7
調査	結果報告件数合計	0	90	164	185	265	244	240	299	519	685	690	688	826	754	831	839	1,051	1,257	1,342	1,415	12,384

- 注1) 平成14年度については法施行日(平成15年2月15日)から平成15年3月31日までの状況である。
- 注2) 有害物質使用特定施設の使用の廃止と調査の年度が異なる事例、使用が廃止された施設が設置されていた工場又は事業場に係る土地所有者が複数存在して各々の所有者が一時的免除の確認を行った事例、調査を実施するか確認の手続きを行うか検討中の事例等があるため、法第3条の調査結果報告件数と一時的免除件数等との和は、廃止件数と一致しない。
- 注3)調査結果報告件数は平成15年施行法の施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。
- 注4) 引き続き区域指定の要措置区域及び形質変更時要届出区域については、各調査年度における自治体からの報告件数をもとに集計及び累計しているため、報告漏れ等により『2.1 令和3年度の施行状況 2)条項別の施行状況』における「区域指定状況(当該年度末時点)」と相違が生じている。また、平成30年度以前の累計の計算方法等を見直したため、平成30年度調査結果における報告件数とは異なる。

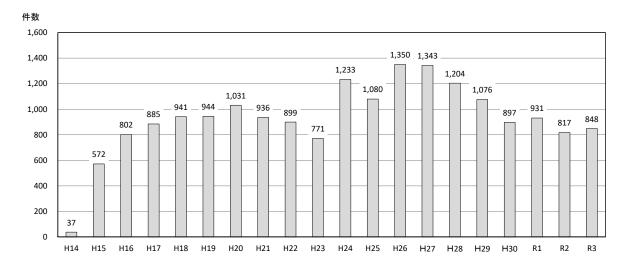
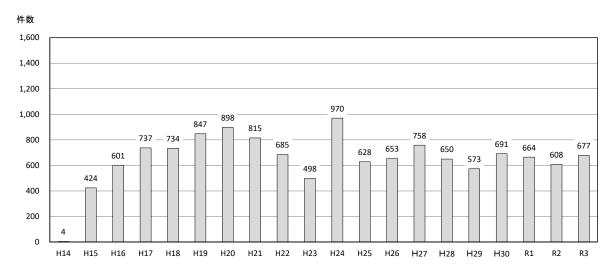


図 2-8 有害物質使用特定施設の使用の廃止件数の推移



※当該年度に有害物質使用特定施設の使用が廃止され、一時的免除されたものに限る。

図 2-9 一時的免除件数の推移

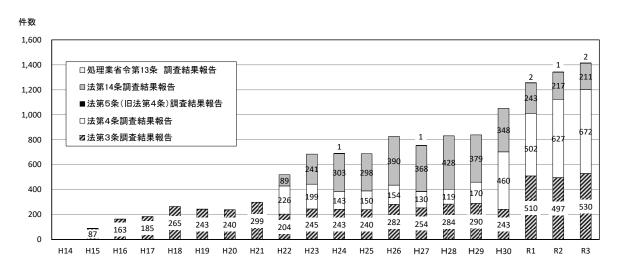


図 2-10 法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び 処理業省令第13条に基づく調査結果報告件数の推移

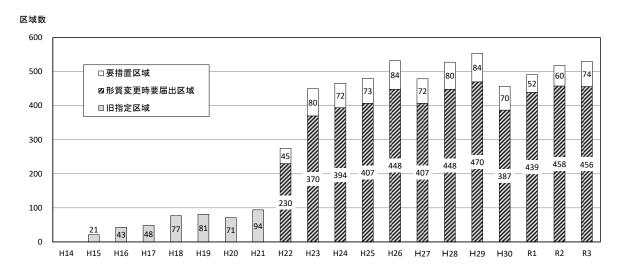


図 2-11 要措置区域等(旧指定区域)の指定件数の推移

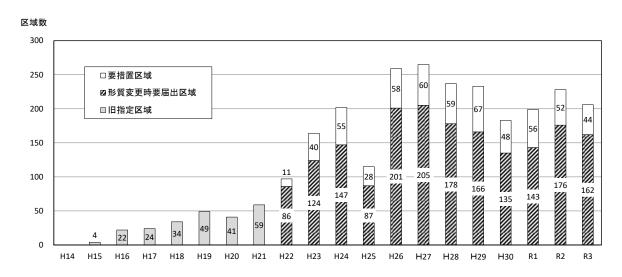


図 2-12 要措置区域等(旧指定区域)の指定の解除件数の推移